第 103 回接続委員会 議事概要

日 時 平成 20 年 1 月 15 日 (火) 16:00~18:00

場 所 第一特別会議室

参加者 接続委員会 東海主査、酒井主査代理、相田委員、

佐藤委員、直江委員、藤原委員

総務省
武内電気通信事業部長、谷脇事業政策課長、

古市料金サービス課長、

飯村料金サービス課課長補佐、

事務局

【議事要旨】

次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について(骨子案)

<u>総務省から資料説明が行われた後、総務省作成の骨子案について、検討が</u>行われた。

<u>今回の接続委員会で受けた、委員からの御指摘を踏まえ、報告書案を作成</u> し、次回の接続委員会で検討するものとされた。

【主な発言等】

酒井主査代理:指定設備になる理由だが、FTTHが電話のように番号を回すと別の企業のネットワークを使えるようになった場合には、NGNは指定設備から外れるのか、そのあたりがグレーである。また、NGNが指定設備なのは、非常に将来性のある巨大なネットワークになりそうだからということが前提となっているが、まだなっているわけではない、もしもたいしたことがなかった場合にはどうなるのか、指定設備が一体というところをとりあえず中心に考えて、アクセス回線ですね、ただ今後の推移をみながらとりあえず指定にして、という考え方でいいのかな、と思います。

また、アンバンドルをどうするか、POIをどうおくか、そういった要望に応えるのに必要なコストを明確化すべきである。例えば、アンバンドルしてみてもしそれを使う人があまりいないようであれば、見直した方がいい。コストが0ならば見直す必要はないが、逆にコストが非常にかかるようであれば考えなければいけない。例えば、地域IP網について、収容局は利用する人が全然いないとNTTは言っているが、12ページの真ん中の当たりでは、

競争事業者からはNGNの収容局接続についてアンバンドルして提供されることが要望されているというのが理由になっている。地域IP網の時にも要望者もいただろうからアンバンドルしたのだろうが、使う人がいなかったのだとすると今度も(どうなるか)よくわからない。POIも同じである。 どういう風におくかは、どのくらいコストがかかるかどうかということとの兼ね合いである。アンバンドルをしたりPOIを新しく追加するのにどのくらいのコストがかかるかについて事前にコストを調べておくべき。

総務省:アクセス回線のボトルネック性と事業展開上の不可欠性とを考慮して 判断するが、毎年運用している競争セーフガードの中で、一種指定の要件に 含まれるかどうかを運用の中で適時適切に見直していくつもり。アンバンド ルのコストについては、技術的に可能な場合はアンバンドルすることになっ ているが、無制限にコストがかかる場合にもアンバンドルをするかどうかに ついては別の視点での議論もある。そういうことも考えながらアンバンドル の要否を考える。

直江委員:アンバンドルはサービスが出てきた段階で検討して、実際にニーズが出てきた段階でアンバンドルするのはどうか。一律にすぐに接続ルール化せずに、相対にすることもできる。将来原価の算定方式だが、下手に決めるとニーズがなくなってしまうので、始めは安くしておいて、使ってみてもらってからコストを決めるという手もあるがどうか。日本でのNGNは世界に先駆けてやるのか、それともNTTのNGNをできるだけ現行にあわせてゆっくりとやっていくのか。

総務省:新しい、これから発展していくネットワークを過度に規制しないようにしていく。上位レイヤー、プラットホーム機能などNGNの新しい機能のアンバンドルについての判断はまだしていない、地域IP網、光電話網など既に始まっているサービスについては、継続提供の観点なども含めてアンバンドルしているという形で切り分けて、今後の発展を阻害しない努力をしている。

東海主査:現段階でそこまで決めているわけではない。

<u>直江委員:プラットホーム機能については、将来の課題などと報告書には書く</u>べきではないか。

相田委員:NTTは、プラットホーム機能はNGNの中には入らないと言っているが、世間では入るといっている。プラットホーム機能はSNIを(網の)外において、誰でも自由に使えるようになるといっているけれども、本当にそういう形になっていくかどうかをよく検証して、他事業者が必要とするプラットホーム機能がNGNの中に取り込まれるようであれば、そういうものについてアンバンドル化していくこと等を検討することが必要だという言い

方がより適切だと思う。

2ページ~4ページの1)、2)、3)には違和感がある。(2)考え方では、以下の3つの視点から、電気通信事業者の事業展開上不可欠であり、また利用者利便の確保の観点からも不可欠、と書いてあるが、3)の三段落目では、このように、NGNはボトルネック性のあるアクセス回線と一体化した設備となっていると捉えることが適当である、となっており。3)は(2)の考え方の部分でいえば、ボトルネック性を有するアクセス回線と一体として設置される設備であること、を検証している文章であるように見える。もう少し詳しく見ると、3)の一段落目、二段落目は他事業者が接続しないといけない、と言うことが書いてあるような気もする。1)2)と3)が異質の書き方になっているのでそこをもう少しうまく整理して欲しい。

21 ページあたりの地域IP網と接続料の云々の話のところをみて思ったのだが、NGNとつなぐことが不可欠だとなると、インターネットプロバイダーは地域IP網、NGNの両方につながなくてはいけなくて、それぞれの接続の容量をお客さんが地域IP網からNGNに移るに従って随時変えていかなければいけない。どちらかにつなげば両方のお客さんにとにかくつながりますよ、ということになるといいと思う。お客さんに最善のサービスを提供するには両方につなぎ口を持った方がいいには違いないかもしれないが、中小のISPでもNGNとインターネットのどちらにもつなぐことを強いるような形態になっているのはあまり望ましくはないかな、と言うことにどこかで一言触れてもよいのではないか。書くべき場所としては、どちらかというと標準的なPOI、接続点の議論なので、18 ページ(標準的な接続箇所)あたりに書くべき話だと思う。

東海主査:**そのあたりを工夫して欲しい。**

また、2ページ、3ページの1)、2)、3)に違和感を持つ人は多いかも知れない。1)2)と3)は違うものだが、これらは個々に読むというより、全体で3つの視点からせめていく、という形になっているのだろうが、報告書案の段階では、もう少し言葉の使い方を工夫して欲しい。

総務省:了解した。

藤原委員; 5ページ、2) の論点が3)考え方の中から消えてしまっている。 全然考え方に言及しないでよいものかどうか、NTTがあろうがなかろうが 本来これは対象に入れるべきだと論じるのか、たまたま利用実績がないのは 何らかのファクターがあって、そのファクターさえ取り除かれれば将来的に は利用もありうるので、指定しておくべきなのか、どういう理屈をとるのか 私はわからないが、もう少し丁寧な説明があった方がよい。

また、10ページ冒頭の三つの段落、これまでの第一種指定電気通信指定設

備におけるアンバンドルの考え方を再確認しているところだが、ここに書いてあるテーゼの根拠、出典がよくわからない。例えば、一番始めの段落の「97年の事業法改正によって導入された、他事業者の要望に基づいて行われるべきとされている」等の文言だが、これは条文に書いていない。これを議論した時の答申の中にあるのであれば、書いてほしい。

あくまで従来型の話なので、NGNについてこれが適用されるかどうかについては、これからの議論の中の話だが、一ポツ目では検討上の留意点ということでいわば、3段落のテーゼを前提としてそれをそのまま持ってくるかどうかという書き方になっている、こういう記述も悪くはないが、3段落はもう少し控えめに書いておいて、一ポツのはじめの段落で、これをこのままNGNについても、この命題を踏襲すべきかどうか、というつなぎ方で書いていただいた方が読んでいて理解しやすいのではないか。

その他検討事項ということで分類されているものについての考え方が 31 ページ以下に書いてあるが、考え方の結論がみえてこない。電子データをオープンにしているという趣旨であるのかどうか。もしそうであればそのことを書いてもいいのではないか。

総務省:シェアドの関係については現段階に於いては3つの案を提供しているが、今後の議論に委ねるところもあると思うので、骨子案では方向性は示していないが、報告書案を議論する際には示したい。アンバンドルの出典等に関しては御指摘を踏まえて修正したい。

東海主査: <u>5ページ、利用実績がないという実態に対しての考え方の整理はど</u> うなっているか。_

総務省:5ページ、別会社であるNTT東西間については利用実績はあるが、 他事業者によるものがないという点についてどのように捉えるかについては 検討したい。

酒井主査代理: IP IP接続、イーサネット等の接続料、こういった場合の接続料というのは、何らかの形で従量制を想定しているのか(パケットの数や時間) それともイーサネットなどの場合では一本繋がればそれでいくら、というところまで接続料に含むのか。

また、31 ページ(3)考え方の中で、2)OSUの専用は本当にできるのか。 あるファイバを借りた会社が何本使っているのか見ていないと無理。かといって、NTTは貸してしまった以上、その会社がどう使おうが勝手である。 具体的に(2)ができることなのか。

総務省:従量制か定額制かということについてだが、例えば、地域 I P 網の接続料はポート単位で設定されていてパケット単位ではございませんので、接続料設定に関しては色々なやり方がある。分岐端末回線単位の接続料は、電

柱から家に引き込む分岐回線のところで他事業者が接続料として支払っている部分がありますので、接続料が支払われている以上、何本借りていて、それに対していくら収入があるかNTTが把握しているので、本数をNTTは把握しているはず。

酒井主査代理:線を貸してその先にどうするかとか、最終的に自前でやってもいい。向こうの方に分岐用のものを置いてもいいし、置かなくてもいい。事業者としては線を借りるだけの話。それでもきちんと本数の確認ができるかどうかが心配。

総務省:最終的に確認してみたい。

佐藤委員:みなさんが指摘していた2ページあたりの違和感は、新しい言葉と 新しい視点が入っていることだった。(2) のところは、通信事業者間で競争 上の問題がありますか、ということだが、これは今までやってきた話をFV NOという形でもう一回切り出して、上位レイヤーもしくはコアネットワー クの近くの話になるけれども書いている。もう一個ISPという形で コア ネットワークを持っていないという切り口できちっと名前を付けて書き込ん だところで、違和感もあるけれど、新しさもある。ここで提示して考え方が なじむかどうかわからないがもう少し色々と議論を深めていったらどうか。 もう一個プラットホームの話で、プラットホームというともう一つ映像のプ ラットホームというのが後ろの方に出てきて、プラットホームの議論をした ときは何か少しわからなくて、ネットワークの色々なトラフィックに関する (特別な)機能についてプラットホーム的な機能とか上位の機能と呼ばれる 部分と、コンテンツとかアプリケーションとか外付けのものに対してなんか アプリケーションと使っている場合と、いろいろありそう。外付けは特にN GNの外なので今回東西の議論から抜けて出ているのかもしれないが、プラ ットホームの考え方なり、定義なり、ここでは何をどのように使うのかと言 うことをきちっと少なくとも我々の間で整理されておいたほうがいい。

また、<u>36 ページ、スタックテストの部分で、サービスプランド、サービス</u> メニューとは具体的に何か、イメージがほしい。

総務省:Bフレッツで言えば、Bフレッツという括りがサービスブランド、マンションタイプ等個々のメニューがサービスメニュー。スタックテストの対象はメニューとなる。

佐藤委員:また、基本的な考え方が決まった後の今後のスケジュールを教えて 欲しい。今年のこのくらいにはアンバンドルの基本機能の議論が始まります とか、接続料に関しては何年度のどのくらいの時期に4つの接続料金が決ま りますとか、基本的な考え方が決まることで次の作業がどう決まるかを、み せていただけたり、議論を聞かせていただけるといいな。 総務省:今後のスケジュールについては、答申をおまとめいただいた後の話になるが、指定設備になった場合には告示で決まっているので、告示の改正が必要。アンバンドルに関しては接続料規則で決まっているので、接続料規則改正を答申を頂いた後、できるだけ速やかに行うことになる。接続料については、将来原価により弾くためには、コストドライバを作ってもらうことが必要。それを今年の9月末までにいただいた上で、08年度内にISP電話フレッツサービスについては接続料の審議をいただき、09年度から新しく適用したい。接続料の議論については08年度の年末から年明け以降にかけて、指定告示、アンバンドルの省令については答申をいただいた後、速やかにやるというスケジュールになっている。

佐藤委員:**事業者も委員も見通しをある程度知っておいたほうがいいので、(ス**ケジュールとして)外に出せるものは形にして出してほしい。

直江委員:当初はビル&キープではじめて、試してみてうまくいかない場合に はじめて接続料を設定するという案はいかがか。

総務省:トラフィックの把握は可能であると思うが、NTT以外の事業者からは接続料の設定の要望があり、必要だと認識。

相田委員: 28 ページ(2)2 行目、NTT東西(電力系事業者やCATV事業者を含む。)との表現があるが、「含む」のはおかしい、「NTT東西並びに電力系事業者やCATV事業者を含む」などに、修正すべき。表の上のところは収まりきれない場合はしょうがないかもしれないが。

総務省:配慮したい。

酒井主査代理:書いてあることは細かいことを決めているわけではないが、アンバンドルアンバンドルアンバンドルと書いてあると、決めていないものもずいぶんアンバンドルになっていて、そこで恐れるのは、普通のIP IP接続とかそういった形でトラフィックを流すところは、トラフィックのカウントさえできればある程度そういう可能性もあるだろうし、カウントできないのであれば、ビットレートか何かの接続料になるかもしれないんですけれど、プラットホーム機能や映像などになってくると、新しいものを作ると即アンバンドルをしなければならないという雰囲気になると、全ての新しいものはNGNと言わない方が得策だとすら思われる。NGNの健全な発展を阻害する可能性もあるので、そのトーンだけ、新しいものは有効になるかどうかみてから等の配慮を少ししてほしい。

総務省:11ページにもあるようにアンバンドルは必要最小限にしているところ。 全体の書き方等についても御指摘を踏まえたい。

東海主査:26ページ、2)のコストドライバは接続会計の考え方の中でのコストドライバとして考えていると思うが、NGN接続料問題を当面将来原価で考

<u>えなければならないとすると、将来原価の中でのコストドライバの話があると</u> 思うが、それについての記載はあるか。

総務省:26 ページのコストドライバについては将来原価での接続料算定に直接 すぐに用いられる部分になるが、接続会計上の設備区分をそれぞれ機能ごと に作ってコストを分岐することになるので、コストドライバにも使われると いう意味において、将来原価にも使われるし、接続会計に向けるコストドラ イバとしても使われるということをイメージして書いていることになる。

東海主査: コストドライバの適切性についてどう判断するか。時期的なものからすると両方に共通するものでなければならないが、接続会計という考え方の中で、以外のところでこの部分でここに触れておいてもらうのも重要だと思う。意外に複雑な問題が絡んでいる。これを早急にNTTに検討しろといっているが、NTTから出てきたもの、9月末までと書いておられるが、その後どうするか、適切性をどう検討するのか。

総務省:基本的にはコストドライバで分計したコストに基づいて、接続料を将来原価で弾いて、それを接続委員会の場でも御議論いただく、そうした接続料算定の御審議の中で判断されると思う。

東海主査: 16 ページの上から 4 行目、従来の県域サービスを越えた。「越えた」の字が「しょう」のほうになっている。二箇所くらい違っているので統一して欲しい。また、「県域サービスを越えた」という表現はあまり使わないような気がする、県域を越えたというのは分かるが。

総務省:「県域」を「県内」に修正したい。

<u>佐藤委員:特にコストドライバとかコスト配布の議論でNGNだから新しい問</u>題がありそうか、又はNTTが難しい問題だといっているような問題があるか。

総務省:1つのルータで、フレッツサービス、IP電話サービスなど複数のサービスを行うので、1つの設備を複数の機能に分計することが一般的になることが難しい。また、27ページ位にも書いたが、映像配信サービスなどはパケット量が大量にあるので、単純なコスト配分はパケット量のみの分計では難しい、映像配信サービス等にコストがよりやすい。QoSのありなし等のウエイトも含めてコストドライバを考える必要がある。

東海主査:そのとおり。既存の形でやると相当歪む可能性がある。